

改正

平成21年3月31日
平成22年3月29日
平成22年11月15日
平成26年3月26日
令和2年4月1日

須賀川市入札談合情報処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する工事又は製造の請負契約（工事又は製造に付帯して行われる調査、測量及び設計業務委託契約を含む。以下「工事等」という。）に係る競争入札について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めるものとする。

(情報の確認、報告書の作成)

第2条 入札に付そうとする工事等について、入札談合に関する情報があった場合には、情報受信者が対応し、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、様式第1号の談合情報報告書（以下「報告書」という。）にまとめ直ちに須賀川市入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）事務局（財務部財政課）へ提出するものとする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(報告)

第3条 事務局は、報告書を收受した場合には、速やかに会長へ報告するとともに入札を執行する所管課（廃）へ連絡するものとする。

(審査会の招集と審議)

第4条 会長は、前条により事務局から報告を受けた場合には、速やかに審査会を招集し当該情報の信憑性を審議し、信憑性があると判断した場合には、次条以下の対応をとることとし、その経緯を市長に報告するものとする。

(公正取引委員会への通報)

第5条 事務局は、手続きの各段階において逐次公正取引委員会へ通報するものとする。ただし、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを様式第2号により入札終了後まとめて行うことができる。

(報道機関への対応)

第6条 談合情報を市が把握した以降において、報道機関等から発注者としての説明について求められた場合には、事務局が対応するものとする。併せて、談合情報について、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにするものとする。

(事情聴取等)

第7条 事情聴取等を行う場合、入札までの時間的な余裕がないときは、原則として入札時間、期日を変更のうえ、入札執行前に行うものとする。

(入札執行前の対応)

第8条 入札執行前に談合情報を把握した場合には、次により行うものとする。

- (1) 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ報告書により通報するものとする。なお、入札の取り止めの決定があった場合も同様とする。
- (2) 審査会において事情聴取を行う必要があると判断した場合は、会長の指示する複数の職員により、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員を集め、一社ずつ聴き取りを行うものとし、事情聴取の結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成し、審査会へ報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
- (3) 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合の事実があったと認められる場合は、入札執行の延期又は入札執行を取り止めるものとする。この場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第10条の規定により、公正取引委員会へ様式第4号により通知するものとする。
- (4) 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から自主的に誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかであると認められた場合は、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。この場合において、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
- (5) 入札参加者に対して、入札と同時に「工事費内訳書」を提出させ、積算担当職員（当該工事の積算内容を把握している職員）は談合の形跡があるかどうかを入念に点検するものとする。この結果、談合の事実が確認されない場合は、「工事費内訳書」を返却しないで開札を行う。併せて、入札終了後は、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。ただし、談合の事実があったと認められる場合は、第3号により対応するものとする。

（入札執行後の対応）

第9条 入札執行後に談合情報があった場合は、入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が閲覧等に供しているため次の手続きによることが適切か否かを審査会で審議するものとする。

- (1) 契約締結前に談合情報を把握した場合には、次により行うものとする。
 - ア 公正取引委員会へ談合情報があった旨を直ちに報告書により通報し、併せて入札書の写しを送付するものとする。
 - イ 入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成のうえ、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
 - ウ 事情聴取等の結果を審査会で審議し、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とする。この場合、第8条第1項第3号と同様に公正取引委員会へ通知するものとする。
 - エ 事情聴取等の結果を審査会で審議し、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させたいうで、落札者と契約を締結するものとする。この場合において、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
- (2) 契約締結後に談合情報を把握した場合には、次により行うものとする。
 - ア 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ報告書により通報し、併せて入札書の写しを送付するものとする。
 - イ 入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成のうえ、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

ウ 事情聴取等の結果を審査会で審議し、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事等の進捗状況を勘案し、契約を解除するか否かを審査会において判断するものとする。この場合において、契約を解除したときは、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 「須賀川市不正入札情報対応マニュアル」（平成10年8月26日制定）は廃止する。

附 則（平成21年3月31日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月15日）

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

公正取引委員会事務局長 様

福島県須賀川市長

談合情報に関する資料の送付について
当市発注の 工事の入札に係る談合情報に関する

下記資料を別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札調書（写し）
- 5 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
※該当するものに○を表示
- 6 その他資料

事 情 聴 取 書

1 工 事 等 の 名 称		
2 会 社 名 等		
3 事情聴取を受けた者	役職名	
	氏名	
4 事 情 聴 取 者		
5 事 情 聴 取 日 時	年 月 日 () 午 時 分から 時 分まで	
6 事 情 聴 取 場 所		
7 事情聴取事項等		
質問	1 工事の入札に先立ち、既に落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
回答		
質問	2 本件工事等について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。	
回答		
質問	3 他社の人と何らかの打合せ、または話し合いがあったとすれば、どのような打ち合わせ、または話し合いでしたか。	
回答		

公正取引委員会事務局長 様

福島県須賀川市長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 工事費内訳書
- 5 入札書
- 6 入札調書（写し）
- 7 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
※該当するものに○を表示
- 8 その他関連資料
- 9 本件連絡先

※該当する資料を添付すること

誓 約 書

年 月 日

須賀川市長

商号又は名称
住 所
代 表 者 (自署) 印

今般、下記工事の入札にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに今後とも遵守することを誓約します。また、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効（契約を解除）とされても異議ありません。

なお、この入札に関し提出した誓約書等一切の書類の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

記

- 1 工事番号
- 2 工事の名称